

## 河津町制限付き一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、河津町が発注する建設工事及び建設業関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事等は、河津町建設工事等入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が選定するものとする。

2 指名委員会は対象工事等を選定したときは、町長にこの旨を報告するものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 河津町における建設工事等競争入札参加資格の認定を受けている者
- (3) 河津町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成18年河津町要綱第18号）に基づく指名停止の期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 建設工事にあつては、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者

2 必要に応じて、前項のほか次の各号に定める事項に係る入札参加資格について、定めることができるものとする。

- (1) 建設工事にあつては、対象工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けている者
- (2) 建設工事にあつては、対象工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評点が一定以上である者
- (3) 対象建設工事等と同種の工事又は業務の実績がある者
- (4) 対象建設工事等に配置を予定する技術者等が適正である者
- (5) 事業所の所在地に関すること
- (6) その他必要と認める資格を有している者

3 指名委員会は、前項で定めた入札参加資格を審議し、決定するものとする。

(入札の公告等)

第4条 制限付き一般競争入札の公告は、河津町契約規則（平成9年河津町規則第19号）第3条から第5条の規定に基づき行うものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第5条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出させるものとする。申請書及び資料を受け付ける期間は公告の日の翌日から原則として10日間とする。

2 申請書及び資料の提出は、電子入札システムによる場合は電送により提出させるものとする。ただし、持参の場合は各3部（正本1部、副本2部）を提出させるものとする。

3 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。

(1) 申請書（様式第1号）

(2) 資料

ア 同種工事（業務）の実績（様式第2号）

イ 配置予定技術者等の資格・工事（業務）経験（様式第3号）

ウ 許可等の状況

エ その他町長が必要と認めるもの

4 申請書及び資料は、総務課で受け付けるものとする。

5 提出された申請書及び資料（以下この項において「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

(入札参加資格の確認)

第6条 町長は、受付けた申請書及び資料に基づき、入札参加資格確認申請者一覧表（様式第4号）を作成し、指名委員会に提出するものとする。

2 指名委員会は、提出された入札参加資格確認申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行うものとする。

3 町長は、その結果を電子入札システムによる電送する方法又は入札参加資格確認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第7条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の通知の日の翌日から5日間（河津町の休日を定める条例（平成2年河津町条例第6号。以下「条例」という。）第1条に規定する休日を含まない。）は、入札参加資格がないと認めた理由について、電子入札システムにより電送する方法又は書面を持参することにより、町長に説明を求めるこ

とができるものとする。

- 2 町長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項の通知を取り消し、前項の回答とあわせて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、指名委員会の議を経るものとする。

(設計図書等の配布等)

第8条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計書等」という。）は、極力入札情報サービス（以下「PPI」という。）により配布することを原則とするが、これにより難しい場合は、町長が指定する方法により閲覧に供し、又は有料で配布できるものとする。

- 2 設計図書等に対する質問書を受け付ける期間は、PPI等により設計図書を提供した翌日から5日間（条例第1条に規定する休日を含まない。）又は第6条第3項の通知の日の翌日のいずれか遅い日までとし、その質問に対して、原則として、質問書を提出することができる最終日の翌日から5日以内に、回答書により回答するものとする。なお、質問書の提出は電子入札システムによる電送する方法又は持参によるものとする。
- 3 質問に対する回答書は、総務課において縦覧に供するものとし、その縦覧期間は、原則として、回答書の回答期限日の翌日から3日間（条例第1条に規定する休日を含まない。）とする。

(現場説明会)

第9条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

- 2 現場説明会は、申請書及び資料の提出期限日の翌日以降、その都度定める日時において行うものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金は免除するものとする。

(入札の執行)

第11条 町長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第6条第3項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書を電子入札システムにより電送されていること又は持参を確認するものとする。

- 2 町長は、第1回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書（様式第6号）の提出を求めることができるものとする。
- 3 入札に参加しようとする者が1人のときは、入札の執行を取りやめるものとする。

(入札の無効)

第12条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の

した入札

(2) 入札心得、現場説明書、公告及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加停止等措置を受けて落札決定時点において入札参加停止期間中である者等落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第 13 条 町長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、入札結果等を公開するものとする。

2 公開は、入札結果等一覧表（様式第 7 号）を作成のうえ、閲覧方式により行うものとする。

(技術者等の配置)

第 14 条 町長は落札者に対して、様式第 3 号に記載した配置予定技術者が配置されるよう措置するものとする。

(現行規定の効力)

第 15 条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規定が適用される。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 4 日から施行する。